

# 平成30年度 厚生財団事業案内

一般財団法人新潟県教職員厚生財団は、相互扶助のもと県内教職員の福利厚生事業と教育振興の公益目的事業を行っています。創立は大正3年1月25日です。厚生財団の概況は次のとおりです。(平成29年12月31日現在)

- ・団員数 23,189人(現職19,092人、継続4,097人)
- ・積立金総額 約355億円(現職1人当たり約138万円)

## 1 入団手続きと厚生資金の積立

入団申込書を提出していただき、団員として厚生資金の積立てをしていただきます。

○積立金の規定月額、次のとおりです。

給料月額 [教職調整額・調整額を含む]  $\times \frac{1}{100}$  [100円未満は、100円に切上げ] + 800円以上

- 例えば、給料月額16万円台の方は、2,500円以上
- 〃 27万円台の方は、3,600円以上
- 〃 41万円台の方は、5,000円以上

県から給与が支給される方は、「給料等支出内訳」の「報酬・給料・賃金」欄の支給月額を基に、積立金月額が決定されます。

給料月額が1万円増すごとに積立月額100円以上を加算します。

- いつでも、いくらでも臨時の積立てができ、ボーナスからの自動引き去りもできます。
- 退団されるときに厚生資金積立金の全額を払戻します。(厚生資金積立金は、福利厚生事業の資金であるとともに、貸付金の担保にもなっています。在団中に一部を払戻すことはできません。)

## 2 福利厚生事業の実施

厚生資金積立金をもとにして、団員に次のような福利厚生事業を行っています。

- ① 入団後、6か月経過すると貸付金(生活資金、自動車資金、結婚資金等)を利用できます。
- ② 普通厚生費(平成30年度は年0.09%相当)を年度末に厚生資金積立金に繰入れます。
- ③ 特別厚生費(結婚祝金、出生祝金、就学祝金、病気見舞金等)を贈与します。
- ④ 手帳又はダイアリーを希望された方に贈与します。(継続団員には手帳のみを贈与します。)  
また、広報「厚生財団」をお届けします。
- ⑤ 「退職を祝う会」に招待します。(25年以上在団した方が、年度末で退職されたとき)
- ⑥ 「継続団員連絡会」を開催します。(継続団員は、生活資金貸付が利用できるほか、普通厚生費及び特別厚生費(該当事項のみ)の贈与を受けることができます。)

【継続団員の加入資格、①在団年数25年以上、②県内在住、③一時積立金200万円以上】

- ⑦ 総合健診(人間ドック)やオプション検査の受診料補助をしています。
- ⑧ 三井生命保険の団体特別取扱保険に加入できます。(普通保険・新潟県教職員年金制度)
- ⑨ 退職準備金借入れ銀行あっせんをしています。(公立学校勤務20年以上で在団10年以上の方)

## 3 公益目的事業の実施

厚生財団は、県内教育の振興発展に寄与するため、教育団体や教育文化事業に「新潟県民のための教育・文化活動」の助成をしています。(認定法に定める「公益目的事業」です。)

一般財団法人 新潟県教職員厚生財団

〒951-8516 新潟市中央区東中通1-86-73

TEL 025-228-3581 FAX 025-224-8830

URL <http://www.koseizaidan.or.jp> E-mail [info@koseizaidan.or.jp](mailto:info@koseizaidan.or.jp)

## 団員の皆さんへ、財団はこんなことをします。

平成30年4月1日現在

事業	貸付限度額・返済回数	事業内容と受付・送金の時期	貸付利率
1 各種資金の貸付	①生活資金貸付 200万円 72回	資金が必要なとき。随時受付送金	年 1.5%
	②自動車資金貸付 300万円 72回	自動車等の購入や車検・修理のとき。随時受付送金	年 1.5%
	③結婚資金貸付 300万円 120回	団員及び子が結婚のとき。随時受付送金	年 1.5%
	④入学資金貸付 300万円 120回	団員及び子が大学、高校等に入学のとき。随時受付送金	年 1.2%
	⑤学資金貸付 300万円 120回	団員及び子が大学、高校等に在学のとき。随時受付送金	年 1.2%
	⑥災害資金貸付 300万円 120回	財団の災害見舞金を受けた人。随時受付送金	年 1.2%
	⑦住宅・宅地資金貸付 5年後の退職一時金+200万円 最高 1,300万円。 240回 自己の宅地や住宅の購入又は、住宅の新築・増改築・修理等のとき。 随時受付送金		年 1.5%
必要な書類は、「借受申込書」「借用証書」「添付書類(①と⑥を除く)」。事由発生から1年経過の場合は不可。			
2	普通厚生費を厚生資金積立金に繰入れます。	財団で算定、年度末繰入れ	年 0.09%
3 特別厚生費の贈与・その他	①結婚祝金を贈与します。(団員が結婚したとき)		5万円
	②出生祝金を贈与します。(子が誕生したとき、死産のとき出産見舞金)		2万円
	③就学祝金を贈与します。(子が小学校1年生になったとき)		2万円
	④病気見舞金を贈与します。(入院10日以上、自宅療養30日以上するとき)		2万円
	⑤香げ料を贈与します。(団員の家族等が死亡したとき) 【配偶者5万円】、【実父母・養父母・子は各2万円】、【義父母・子の配偶者・血族の兄弟姉妹又は祖父母・孫、その他、団員の被扶養者は各1万円】		5万円～1万円
	⑥弔慰金を贈与します。(団員が死亡したとき) 【在団10年未満7万円、10年以上15万円、20年以上20万円、30年以上30万円】		30万円～7万円
	⑦災害見舞金を贈与します。(火災・水害・地震等に遭ったとき)		30万円～3万円
	⑧永年団員祝金を贈与します。(在団10年、20年、25年、30年、35年、40年に達した翌年度に贈与。ただし、平成20年3月末日以降に在団期間10年を迎えた団員は現職時贈与、すでに在団期間10年を経過している団員は退職時贈与)		1期毎、1万円 現職時贈与は、各期毎 退職時贈与は、全期分一括
	⑨子の養育費を贈与します。(団員が職務のため死亡したとき)		月額1万円
	⑩現職団員に手帳又はダイアリーをお届けします。(希望制)		11月予定
	⑪広報「厚生財団」をお届けします。(毎年度3回)		4月・7月・1月配付
	⑫退職を祝う会に招待します。(25年以上在団して、年度末に退団したとき)		6月開催
	⑬継続団員連絡会を開催します。(継続団員制度加入者のみ、県内4会場)		9月開催
特別厚生費の①から⑤までと⑦は団員が請求します。請求のときは、請求事由を証明する書類を添付してください。請求期限は、請求事由が発生してから3年以内です。請求期限を過ぎたものは受理しません。			
4 健診の補助	総合健診等の受診料の補助をします。(他団体の補助・助成と財団からの補助は重複できません。)		
	○総合健診(人間ドック) 日帰りドック 15,000円 1泊2日ドック 25,000円		
	○指定オプション種目		マンモグラフィ検査 1,500円
	肺がん検診 ヘリカルCT 4,000円 喀痰細胞診 1,500円		子宮頸がん細胞診検査 1,500円
	C型肝炎検査(HCV抗体) 1,000円 前立腺検査(PSA) 1,000円		大腸がん検診(便潜血検査) 1,200円
5 保険	①三井生命保険の団体取扱い普通保険に加入できます。		毎月募集
	②教職員年金制度に加入できます。		7月～10月募集
6 せあんと	退職準備金借入れ銀行あっせんをしています。(退職前8年以内の公立学校勤務者)		3年以内 1,100万円 8年～4年 700万円

※ 各書類に記入された個人情報については、財団事業目的以外には使用いたしません。

※ 事業内容や添付書類等の詳細については、財団ホームページを参照されるか、直接厚生財団にお尋ねください。